

委託役務業務必携 新旧対照表

改正前（令和５年４月１日）	改正後（令和７年６月）	備考欄
《P. 1－12》 1－1－33 暴力団等の排除 1～3 ～（略）～ 4. 大阪府暴力団排除条例第 12 条関係 (1)受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告（以下「報告」という。）を行わなければならない。 (2)報告は、不当介入等報告書により、速やかに大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告書を各々提出するものとする。 (3)受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。 (4)報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。	《P. 1－12》 1－1－33 暴力団等の排除 1～3 ～（略）～ 4. 大阪府暴力団排除条例第 12 条関係 (1)受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告（以下「報告」という。）を行わなければならない。 (2)報告は、不当介入等報告書により、速やかに大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告書を各々提出するものとする。 (3)受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。 (4)報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表及び大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を措置することがある。	